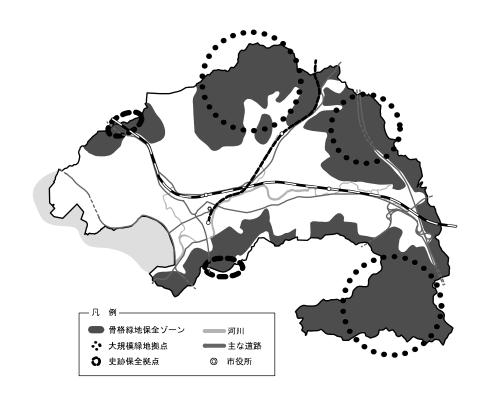
3. コンフォート・エコタウンづくりの方針

本章はみどりの将来像「みどりが息づく『コンフォート・エコタウン』」を実現するため、みどりの将来構造に応じたみどりづくりの方針について整理し、4章以降の具体的な方針や緑地保全・緑化推進施策への展開を図ります。

3 - 1 みどりゾーン別の方針

みどりの将来構造で位置づけるみどりゾーン別の方針を以下に示します。

(1) 骨格緑地保全ゾーンの形成方針



基本的考え方

市街地を取り囲むように位置する骨格緑地保全ゾーンを構成する樹林地 { 二子山地区 (桜山大山・森戸川源流域) 池子の森・神武寺地区、桜山斜面樹林、名越切通周辺等 } は、周辺の市町へ連なって良好な自然環境を形成していますが、このうち、大規模緑地拠点として位置づけられる二子山地区(桜山大山・森戸川源流域) 池子の森・神武寺地区については、三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地として国・県と協議しながら積極的な保全を促進します。

また、史跡保全拠点を形成する、国指定史跡である名越切通、長柄桜山古墳群周辺については国・県と協議しながら史跡と周辺樹林について一体的な保全を促進します。

ゾーン形成の方針

大規模緑地拠点の形成方針

大規模緑地拠点については、三浦半島国営公園構想の中で、二子山(桜山大山・森戸川源流域)地区は三浦半島国営公園連携地区として、池子の森・神武寺地区は、三浦半島国営公園の「将来位置づけを協議する地区」として位置づけられています。これらは三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地であり積極的な保全を図るよう、国・県に働きかけていきます。また、併せて二子山(桜山大山・森戸川源流域)地区は近郊緑地特別保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

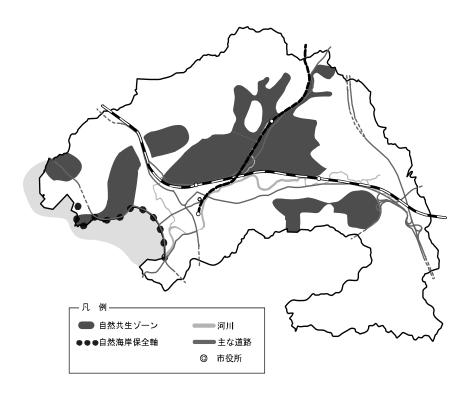
史跡保全拠点の形成方針

市内の国指定史跡については適切な保全を促進します。このうち、名越切通周辺については、指定地及びその周辺を歴史的風土特別保存地区として、また、長柄桜山古墳群周辺は特別緑地保全地区としてそれぞれ県と指定に向けた調整を進めていきます。

骨格緑地の保全方針

桜山斜面樹林周辺や神武寺から鷹取山にかけての斜面樹林を保全するため、特別緑地 保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

(2) 自然共生ゾーンの形成方針



基本的考え方

市街地縁辺部周辺で、斜面樹林と谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域 である自然共生ゾーンについては、市街地内の斜面樹林を中心に保全を図っていきます。

自然共生ゾーンの斜面樹林は市街地が無秩序に拡大することを防止するとともに、自然と人間とが共生(野生動植物の生息、移動、休憩等)するのに重要な役割を果たし、都市の環境負荷の軽減に資する緑地としても重要です。また、多くの斜面地で過去にがけ崩れが発生しており、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所も多いことから、人家への被害の発生を防止するためにも、斜面樹林の保全が必要となるため、積極的な保全を図ります。

また、自然海岸保全軸については、関係機関と協議しながら海岸沿いの斜面樹林と自 然海岸の景観の保全を図ります。

ゾーン形成の方針

保全配慮地区の形成方針

自然共生ゾーンについては、**「保全配慮地区」**として位置づけ、現在形成されている 良好な自然環境の保全を図っていきます。また、これらの地区の斜面に対し、防災工事 を行う際は、関係機関に働きかけ斜面緑化等を施し、周辺景観と一帯となるような安全 整備を図ります。

自然海岸保全軸の形成方針

自然海岸保全軸に位置づけられる大崎公園~披露山公園周辺の沿岸の斜面樹林については、披露山逗子海岸風致地区(第1種風致地区)に加え、特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。

沿岸部以外の風致地区内の樹林の保全方針

自然海岸保全軸以外の披露山逗子海岸風致地区(第4種風致地区)内の斜面樹林についても、特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めていきます。ただし、当面は樹林地の第1種風致地区への強化についても、県と協議していきます。

市街地周辺の斜面樹林の保全方針

市街化区域内を中心とした良好な自然環境を有する斜面樹林については原則として 緑地として保全を図ります。このうち、規模が大きい等の理由により公有地化に時間を 要する樹林地、または保全の緊急度が高く早急に保全を図る必要のある樹林地について は、特別緑地保全地区に指定し保全を図ります。このうち、10ha以上のものについては 県と指定に向けた調整を進めていきます。また、公有地化・借地等により保全を図る必 要性が高い緑地、公有地化が完了しているまとまった緑地については、都市林として保 全します。

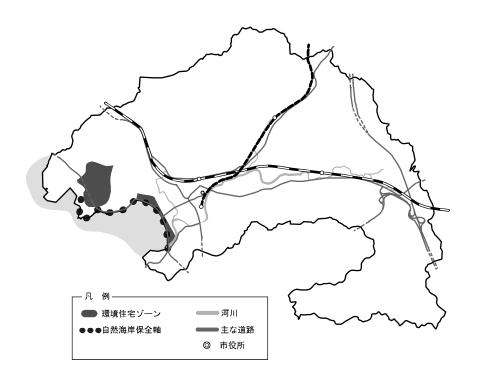
ただし、状況によっては逗子市みどり条例にもとづく市民の森、都市緑地法にもとづ

く市民緑地、都市緑地等、多様な手法の活用により、斜面樹林については一体的な保全を図ります。

住宅地の緑化方針

保全配慮地区内の住宅地のうち、一団の開発地については緑地協定の締結を推進し、 周囲と調和した住環境の形成を図ります。また、既存の住宅地を含め、周辺の斜面樹林 と調和するよう、生垣や庭木等による住宅地緑化を推進します。

(3) 環境住宅ゾーンの形成方針



基本的考え方

環境住宅ゾーンとして、市内でも特にみどり豊かで良好な住環境が形成されている披露山庭園住宅、逗子海岸沿いの旧別荘地の区域については、みどり豊かで良好な住環境の維持・保全を図っていきます。このうち、自然海岸保全軸となる逗子海岸については、海岸景観の保全を図ります。

<u> ゾーン形成の方針</u>

自然海岸保全軸の形成方針

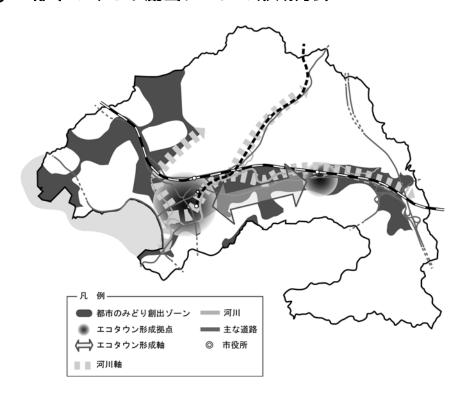
逗子海岸については、自然海岸の景観が適切に保全されるよう、今後とも披露山逗子 海岸風致地区(第1種風致地区)を継続的に指定し、保全を図ります。

環境住宅地の形成方針

披露山庭園住宅、旧別荘地の区域については、現況のみどり豊かな環境を維持するため、披露山逗子海岸風致地区(第1種および4種風致地区)を今後とも指定します。

さらに住環境の保全を推進するため、旧別荘地の区域については緑地協定や地区計画等の導入についても検討します。このほか、当該地区の形成にあたっては、生垣や庭木等による住宅地緑化を推進します。

(4) 都市のみどり創出ゾーンの形成方針



基本的考え方

多くの市民の都市生活の場となっている都市のみどり創出ゾーンについては、「コンフォート・エコタウン」を具現化する地区として、みどり豊かで快適な生活環境の形成を図っていきます。

ゾーン形成の方針

エコタウン形成拠点 (緑化地域)の形成方針

JR逗子駅・京急逗子駅前周辺とJR東逗子駅前周辺(=エコタウン形成拠点)については、本市市街地の中心的地区であることから、良好な都市環境の形成に必要な緑地が少ないことから、「緑化地域」に指定し、緑化率を指定することにより、建築物の敷地内において計画的な緑化の推進を図ります。

エコタウン形成軸 (緑化配慮地区)の形成方針

JR逗子駅周辺とJR東逗子駅周辺の二つの拠点を結ぶ市街地(=エコタウン形成軸)については、**「緑化配慮地区」**として位置づけ、県道沿道や鉄道沿線の積極的な緑化を推進し、当該路線を通過する車両に対して関係機関と協議し、本市のイメージアップを図ります。また、田越川の緑化や河川管理通路に併せた遊歩道の整備、JR横須賀線沿線の緑化、住宅地の緑化を計画的に推進します。

河川軸 (河川緑地)の形成方針

本市市街地を線的につなぐ田越川、池子川、久木川については、骨格的な**「河川緑地」** として、環境の整備を図るとともに遊歩道等の親水空間の整備や河川緑化を県その他の 関係機関と協議して進めていきます。

住宅団地のみどりづくりの方針

都市のみどり創出ゾーン内の計画的に整備された住宅団地については、既設の公園施設のリニューアルを推進し、快適な公園施設として再生を図るとともに、街路樹の適切な維持管理を実施します。また、今後住宅地の整備を図る場合は、計画的な公園の配置と街路樹の整備を図ります。

公園の整備とともに、生垣等による接道部緑化や宅地内の緑化を推進し、さらに緑地協定の締結を図り、みどり豊かで快適な生活環境の形成を図ります。

既成市街地のみどりづくりの方針

都市のみどり創出ゾーン内で比較的早くから形成されている既成市街地については、公園緑地が不足している傾向にあることから、だれもが公園を利用しやすいよう、街区公園へ歩いていける範囲内の配置を推進します。街区公園の確保が難しい場合は、学校や広場などの公共施設緑地等を身近なオープンスペースとして確保します。また、公共施設緑化や道路緑化を推進するとともに、生垣等による接道部緑化や宅地内の緑化、景観木の保全等を推進し、みどり豊かで快適な生活環境の形成を図ります。

マリーナのみどりづくりの方針

本市のイメージを深く印象づける逗子マリーナ、小坪マリーナについては、海と一体的に形成されたリゾート市街地として、そのイメージを高めるよう積極的な緑化を推進します。また、背後の斜面樹林の積極的な保全を図っていきます。

みどりゾーン別の緑地保全の考え方まとめ

ゾーン	ゾーン形成方針	みどりの保全方策	現行法適用等	区域 区分	関係機関 との連携
骨格緑地 保全ゾーン	大規模緑地拠点	三浦半島国営公園連携地区、同将来 位置づけを協議する地区、近郊緑地 特別保全地区	一部近郊緑地	市街化調 整区域	国、県に整備・指定に向けた調整を図っていく
	史跡保全拠点	歷史的風土特別保存地区 特別緑地保全地区 国指定史跡	一部歴史的風土保 存区域		県と指定に向けた調整を図っていく
	骨格緑地	特別緑地保全地区	一部近郊緑地		
自然共生ゾーン	保全配慮地区	保全配慮地区として地区の実状に応じ て緑地保全施策を展開	風致地区·自然環境保全地域、施設 緑地	市街化区 域·市街 化調整区 域	県と調整を図ってい 〈
	自然海岸保全軸	利用する平地部分は風致公園·近隣 公園、保全する斜面は特別緑地保全 地区	風致地区·自然環境保全地域、施設 線地	市街化調整区域市街化区域	県と指定に向けた調 整を図っていく
	沿岸部以外の風致地 区内の樹林	特別緑地保全地区(当面、第1種風致 地区の指定も検討)	風致地区		
	市街地周辺の 斜面樹林	公有地化に時間を要する緑地、緊急 を要する緑地…特別緑地保全地区(状 況に応じて、都市緑地、市民の森等で も保全)	保存樹林等	市街化区域 市街化調整区域	県と指定に向けた調整を図っていく
		公有地化等を図る必要性が高い緑地、公有地化が図られている緑地 都市林			
	住宅地	開発地内…緑地協定の締結 既存住宅地…斜面樹林と調和した住 宅地緑化の推進		市街化区 域	
環境住宅ゾーン	自然海岸保全軸	風致地区	風致地区	市街化調 整区域	県と協議していく
	環境住宅地	風致地区(状況に応じて、緑地協定、 地区計画を検討)	風致地区	市街化区 域	
都市の みどり創出 ゾーン	エコタウン形成拠点	緑化地域	条例にもとづく緑化 推進重点地区	市街化区 域	
	エコタウン形成軸	緑化配慮地区		市街化区 域	
	河川軸	河川緑化、親水整備推進	河川区域	市街化区 域·市街 化調整区 域	関係機関と調整を 図っていく
	住宅団地	公園リニューアルの推進(新規は計画 的緑地の配置)、緑地協定締結推進、 生垣等による接道部緑化		市街化区 域	
	既成市街地	街区公園、公共施設緑地を中心に確保、生垣等による接道部緑化、公共施設緑化		市街化区域	
	マリーナ	背後の斜面樹林の保全 (ただし斜面樹林は自然共生ゾーン として保全策を展開)		市街化区 域	

3-2 みどりと生き物のリング形成方針

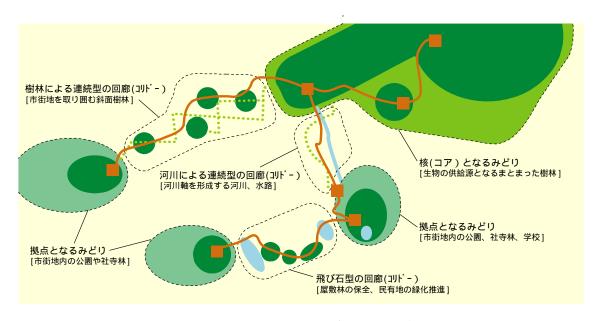
(1) みどりと生き物のリング形成の考え方

丘陵地の樹林地がまとまった形で切れ目なく続くことにより、生き物が安心して生息し、また自由に移動できるよう、みどりの将来構造で位置づけるビオトープネットワーク「みどりと生き物のリング」の形成を図ります。

「みどりと生き物のリング」は「骨格緑地保全ゾーン」から「河川軸」等の軸線および道路等により、枝葉のように小さなネットワークを身近な庭先まで結んで、有機的なつながりを持ったビオトープネットワークの形成をめざします。

(2) ビオトープネットワークの方針

「みどりと生き物のリング」がめざす、ビオトープネットワークのイメージは以下のとおりです。また、次ページ以降、「みどりと生き物のリングのイメージ図」を踏まえた、このビオトープネットワークの形成の方針を示します。



みどりと生き物のリングのイメージ図

ビオトープネットワーク:エコロジカルネットワークともいい、都市全体を対象に生き物の生息・生育空間として重要なみどりを核として、都市内に点在するみどりを結びつける(=ネットワークする)考え方のことです。都市では、自然環境が消失・縮小・分断化が進んでおり、生き物の生息・生育環境が孤立していますが、これをネットワークすることにより、生き物の移動を確保し、生き物の生息・生育環境を保全・再生・創出し、本来の生態系の回復をめざします。

核(コア)となるみどり(生物の供給源として位置づけられる緑地)

「骨格緑地保全ゾーン」を形成する二子山地区(桜山大山・森戸川源流域)、池子の森・神武寺地区、桜山斜面樹林、名越切通周辺、久木大池公園の樹林地、大崎・披露山周辺付近の海岸沿いについては、野生生物が多く生息していることから、ビオトープネットワークの「核」となるみどりとして位置づけ、連続性の確保に配慮しながら積極的な保全を図ります。このうち、拠点性が高く、三浦半島全体の骨格的緑地ネットワークの中核となる二子山地区(桜山大山・森戸川源流域)、池子の森・神武寺地区については、特に重要なみどりとして県と協議しながら一体的な保全を図ります。

また、「自然海岸保全軸」を形成する披露山公園~大崎公園~逗子海岸については、自然海岸の環境と景観の保全を関係機関と協議して進めていきます。

回廊(コリドー)となるみどり(動物の移動経路、植物の種子の伝播経路、バッファグーン(緩衝帯)として位置づけられる緑地)

「河川軸」を形成する、田越川、池子川、久木川等の河川や水路は、「核と核」または「核と拠点」を結ぶものであり、動物の移動経路、植物の種子等が広がっていく経路となることから、河川環境の保全を図るとともに緑化と親水拠点の整備によるビオトープの創出を図ります。

特に田越川や久木川には、河川管理通路に併せ遊歩道等の整備についても関係機関と協議しながら、さらに進めていきます。また、今後市が整備事業主体となる都市計画道路等には街路樹を植栽し、回廊としての機能を持たせ、緑のネットワーク化を図ります。市が整備事業主体となる

市街地を取り囲む斜面樹林は、動物の移動を可能にする回廊となる緑地として位置づけられるとともに、「核」と市街地の間の「バッファゾーン(緩衝帯)」としても重要であることから保全を図ります。

また、市街地内の屋敷林や水路等の保全や民有地の緑化推進により、飛び石型の回廊地区の形成を図ります。

拠点となるみどり

市街地内の公園や社寺林は、野生動物の移動の中継場所、休息場所あるいは昆虫等の一次消費者の生息地となり、市民が自然と身近に親しめる場となるビオトープネットワークの「拠点」として位置づけられることから、ビオトープネットワークの形成に配慮した整備・保全を行います。

学校内(または隣接地)には環境整備の一環として、水や緑を配置した自然観察園等を 創出します。また既にあるものについては、小さな拠点としての充実を図ります。

(3) その他本市の生態系等に関して特筆すべき点についての方針

___<u>自然林</u>の積極的保全

逗子市は首都圏近郊にありながら、奇跡的に自然林がよく残されています。最も一般的なものはヤブコウジースダジイ林で、このほか神武寺周辺の一部にホソバカナワラビ-スダジイ林、小坪、桜山、新宿などの斜面の一部にタブ林、池子にケヤキ林、海岸沿いにマサキ-トベラ林などが確認されています。これらの自然林については貴重な存在として、優先的に保全されるよう施策展開を図ります。

生態系の被害防止策の推進

近年、逗子市を含む三浦半島一帯ではタイワンリスやアライグマ等の外来動物による生態系の攪乱や農作物への被害等が深刻化しつつあります。平成16年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されたことから、これらの、外来動物の防除について同法にもとづき、国・県と連携しながら適切な措置を図っていきます。

